

土・日曜日を活用して勤務日を分散 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応

北本市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言を踏まえ、土曜日、日曜日を活用して職員の通常勤務を分散するなど、出勤者の削減に向けた勤務体制を4月19日（日）から5月9日（土）まで実施します。

本庁に勤務する約300人が対象。課を基本の単位として行います。なお、年次有給休暇の取得促進も行い、同じ時間帯に勤務する職員数を分散させ、感染拡大の防止につなげるのがねらいです。

また、土曜日に市民課と保険年金課で実施している「土曜開庁」も、5月9日まで休止します。

このほかに、基礎疾患等のある職員や、通勤時に混雑した電車等を利用する職員を対象とした時差出勤の実施や、庁内会議室を利用した臨時執務室の整備、庁舎窓口、カウンター窓口にパーテーションを設置し、庁内報で職員に意識啓発するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組んでいます。

1 実施日時 4月19日（日）～5月9日（土）

●報道機関等現場対応者 総務課職員担当
連絡先048-594-5508